

研修受講の従業者を支援する

介護事業者に補助します！！



「介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金」

介護サービス事業を行う法人が、介護職員等のキャリアアップを図るため、外部から講師を招いて行う事業所内研修又は介護職員等を研修へ派遣する事業に要する経費等を負担した場合、補助金を交付します。

★補助対象事業者★

町内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所

★対象の研修等★

- 外部から講師を招いて行う事業所内研修
- 介護支援専門員等の資格取得に係る研修
- 介護支援専門員更新研修、同実務従事者基礎研修、同専門研修（Ⅰ・Ⅱ）、同主任研修
- ユニットケア施設管理者研修及びユニットリーダー研修
- 喀痰吸引等研修
- 認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修

★補助限度額★

1 補助対象事業者あたり、補助対象経費総額の1 / 2以内で上限額は4万円。



愛川町ホームページ

〈手続きの流れ〉

1. 交付申請書の作成

- ・町ホームページから要綱、申請書類など様式をご確認ください。
- ・今年度補助金対象となる従業者について、まとめて申請書を作成します。
- ・いずれの研修においても、受講職員が今年度中に研修を修了し、介護事業者等の受講料負担に係る費用の支出が今年度中に終了するものが対象となります。



2. 交付申請書の提出

所定の申請書類を研修受講予定日又は研修の負担金等の支払予定日のいずれか早い日の10日前までに高齢介護課へ提出してください。

※上限額に達しない場合、複数回の申請も可能です。

交付申請書提出書類

	書類名	様式
①	介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付申請書	第1号様式
②	介護職員等キャリアアップ支援事業計画書	第2号様式
③	事業計画書（名簿、研修名称等）	第2号様式 別紙
④	収支予算書	第3号様式
⑤	介護職員等キャリアアップ支援事業計画変更申請書	第5号様式
⑥	介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付請求書	第7号様式
⑦	介護職員等キャリアアップ支援事業実績報告書	第8号様式
⑧	収支決算書	第9号様式
⑨	社内研修規程等 職員向けに示している社内研修制度等の規程を提出	
⑩	研修の受講料が分かるパンフレット	



3. 交付決定

申請内容を審査し、交付決定通知書を発行します。



4. 補助事業の実施

交付決定後、年度末までに受講職員が研修を終了し、介護事業者の費用負担（支出）が終了することが補助金支給の条件になります。



5. 実績報告書の提出

予定していた研修受講者（年度内に終了できる者）が全て修了し、受講料負担に係る支出が全て終了したら、実績報告を1ヶ月以内に提出します。



6. 補助額の確定・補助金の支払い

実績報告の内容を確認後、補助額を確定し補助金を支払います。

◇ お問い合わせ先：民生部高齢介護課介護保険班
電話046-285-6938（直通）
eメール：kourei-kaigo@town.kanagawa-aikawa.lg.jp